

特集

市の相談窓口を
利用しませんか

市では、市民の皆さんのさまざまな悩みごとにお答えできるよう、相談窓口を設置しています。

相談内容によって、弁護士などの専門相談員による相談も行っています。ぜひご利用ください。

問い合わせ 市民相談情報課 ☎内線2577、FAX (50) 8409

市民相談の流れ

☆日常生活上のさまざまな悩みごと(相続、離婚、近隣トラブル、家族・友人間のトラブルなど)がある方
☆市役所に相談したい事があるが、どの部署に行けばいいかわからない方

弁護士や税理士などの専門家に相談したい悩みごとがある方

一般相談をご利用ください。市民生活相談員が相談をお受けし、悩みごとの解決に協力します。電話での相談もできます。

一般相談 ☎(50)3568

〈平日午前8時30分～正午、午後1時～5時〉

※面談による相談受付は、午前は11時30分、午後は4時30分まで

相談の結果、専門家の意見が必要だと市民生活相談員が判断した場合

相談する部署がわからない方には、相談内容を聞き取り、適切な部署にご案内します

特別相談・消費生活相談

弁護士や税理士、司法書士、消費生活相談員などが相談に応じます

こんな相談も実施しています

実施日時や問い合わせ先など詳細は、7面の「日常生活などの相談窓口」をご覧ください。

労働相談

解雇・パワハラ・賃金不払い、年金・社会保険、各種給付金のことなど、働く上での悩みをご相談ください。

人権相談

いじめや虐待、偏見や差別、インターネットでの誹謗・中傷など、日常生活の中で起こる人権に関する困りごとをご相談ください。

消費生活相談

訪問販売・電話勧誘・点検商法、有料サイトの架空請求・不当請求など、買い物やサービスを受ける中でトラブルに遭ったり不安に思ったりしたことをご相談ください。

市民相談室

相談は原則個室で対応し、相談内容は秘密を厳守します



広聴

市では、市政に対する皆さんの建設的な意見・提案や要望などを積極的にお聴きし、市政に反映できるよう努めています。

広聴手段は右表の通りです。



手 段	内 容
市長陳情	市民団体などから市政に対して適切な措置を求めるもの ※陳情の作成方法など詳細は、市の☎の市民相談情報課のページへ
わたしの意見・提案箱	設置場所＝市役所本庁舎・分庁舎、各市民センター ※設置場所にある記入用紙をご利用ください
インターネット意見・提案箱	市の☎の市民相談情報課のページへ 
電話・来庁・手紙・はがき・ファクス	市民相談情報課〈〒251-8601朝日町1-1〉☎(50) 3568、FAX (50) 8409へ ※書式は問いません

藤沢市コンタクトセンターをご存じですか

市では、皆さんのさまざまな問い合わせに応じるため、コンタクトセンターを開設しています。

電話でオペレーターに問い合わせができるほか、パソコンやスマホから閲覧できる市民ポータルサイト「ふじまど」では、市役所に多く寄せられる質問・回答を掲載しています。

また、市の☎や「ふじまど」ではチャットやメールでの問い合わせにも対応しています。

電話での問い合わせ ☎(25)1111

〈午前8時～午後9時、年中無休〉

※各部署への電話の取り次ぎは、市役所開庁日の午前8時30分～午後5時15分

市民ポータルサイト「ふじまど」

※オペレーターからの回答は午前8時～午後9時

